

# 伊豆国造再論

篠川賢

はじめに

筆者は、先の拙稿「伊豆国造小考」<sup>(1)</sup>において、いわゆる旧国造としての伊豆国造は、伊豆諸島地域を中心にしてその対岸部も含めた範囲（のちの賀茂郡の地域）をクニとして実在したとみてよい、との考えを示した。これは、近年の仁藤敦史氏による古代駿河・伊豆地域についての一連の研究<sup>(2)</sup>に多くを学んだものであったが、仁藤氏が、大化以前の伊豆地域は珠流河（スルガ）国造の勢力圏であつたとして、旧国造としての伊豆国造の存在を否定された点については、それを疑問としたものであった。

仁藤氏が右のように解された主な理由は、古墳の存在形態からすると、伊豆地域は珠流河国造の勢

力下にあつたと考えられること、珠流河国造領域内（駿河郡・富士郡）の氏族構成と、伊豆地域（とくに田方郡）の氏族構成がほぼ同様であること、の二点である。後者については、佐藤雅明氏の批判があり、佐藤氏は、伊豆と駿河とでは氏族構成は異なるとして、大化以前の伊豆国造の存在は否定できないとされた。<sup>(3)</sup>これに対し仁藤氏は、「駿河郡周辺の古代氏族」を発表され、珠流河国造領域内の有力氏族構成と、田方郡を中心とする伊豆地域の氏族構成を改めて検討し、両者が高い類似性をもつことを再論された。<sup>(4)</sup>そして、その論考において、追記の形ではあるが、拙稿にも言及され、私見に対する反批判の労をとられたのである。

氏は、拙稿の内容を、①「国造本紀」の記載の原則から伊豆国造の記載も信頼されること、②天武九年の伊豆国分立は令制国では不自然で、国造國の分立であること、③伊豆諸島に居住し、三嶋神の祭祀を担当した嶋直一族が伊豆国造と見られること、④「国造本紀」の伊豆国造も嶋直一族を示すこと、⑤伊豆国造の本来的な領域は賀茂郡に限定されること、の五点に整理され、そのそれぞれに反批判を加えられた。

論点は、天武九年（六八〇）成立の伊豆国をどのように理解するか（①②）、伊豆国造の一族を何氏と考えるか（③④⑤）、の二点に集約できると思われる。以下、右の二点について、仁藤氏の反批判に答える形で再論したい。

## 一 天武九年成立の伊豆国

まず、①に対して仁藤氏は、次のように述べられている。氏の文章をそのまま引用しておく。

①「国造本紀」の記載を原則として信用する点であるが、その場合には、駿河国と伊豆国は七世纪後半において一体化していた段階の伊豆国造をどのように考えるのであろうか。もともと、国造国と令制国を連続して位置付ける編者の認識に無理が存在するのであり、その矛盾が七世纪後半の位置づけを困難にしている。すなわち、七世纪後半の駿河国を珠流河国造のそれに包摂されることとすれば、その段階の伊豆国造の地位および伊豆国の領域は珠流河国造のそれと位置付けるになり、重層的な国造および国造国の中には、原理的にあり得ないのであるから、珠流河国造の配下の中小豪族としてのみ位置付けられることになり、その間の伊豆国造は存在しないことになる。奉仕根源からの連続性を重視する令制以前の官職において、官職の中断は想定されていない。国造領域内の立評などによる細分化はあり得ても、国造領域の併合は原理的には律令制的な国にしか存在しないのであり、本来的に矛盾を内包した伊豆国造の記載を信用することはできない。「国造本紀」の伊豆国造条は、次のとおりである。

伊豆国造

神功皇后御代。物部連祖天麿梓命八世孫若建命。定<sup>賜國造</sup>。難波朝御世。隸<sup>駿河國</sup>。飛鳥朝御世。分置如故。

この伊豆国造条の後半部分によれば、伊豆国は、孝徳朝に駿河国に統合され、天武朝に再び駿河国から分置されたということになる。このうち、天武朝に分置されたとする点は、『扶桑略記』天武九年七月条に「割<sup>伊勢四郡</sup>。建<sup>伊賀國</sup>。別<sup>駿河二郡</sup>。為<sup>伊豆國</sup>」、『帝王編年記』同年同月条に「割<sup>伊勢國</sup>。建<sup>伊賀國</sup>。割<sup>駿河國</sup>。建<sup>伊豆國</sup>」あることと対応しており、この点を事実とみてよいことでは、仁藤氏と筆者の見解に違いはない。

仁藤氏は、右の後半部分の「国」は令制国を意味しており、それが伊豆国造条に記載されていることと自体、国造国と令制国とを連続させた矛盾であるとされ、「国造本紀」の伊豆国造条を、その前半部分も含めて信用できないとされるのである。たしかに、「国造本紀」編者の認識においては、後半部分の「国」は、他の同様な記述例からして、令制国と認識されていると考えられる。したがって、それを伊豆国造条に載せる編者の認識に無理があるのはそのとおりである。しかし、この後半部分は、「国造本紀」の原資料にあつた記述ではなく、編者が、「国造本紀」を『先代旧事本紀』の卷第十として成書化する段階で付け加えたと考えられる部分である。つまり、現「国造本紀」の伊豆国造条の前半と後半とで、編者の認識に矛盾がみられるからといって、伊豆国造条の前半部分が、「国造本紀」の原資料に載せられていたことを、否定はできないのである。

伊豆国造条の前半部分の史料性については、「国造本紀」の他の国造条と同様に考えてよいのであり、「国造本紀」にその名がみえるということは、やはり旧国造として実在していた可能性が高いと、一般論としてはいえるのである。

さて、仁藤氏が①で疑問とされるのは、筆者が、伊豆国造条の後半部分を、孝徳朝における駿河国への統合も含めて事実を伝えたもの（そこで「国」を令制国とする編者の認識は誤りであるが）、とした点にある。もし筆者のように考えるならば、伊豆国造は孝徳朝以降国造の地位を退けられ、珠流河国造の配下として位置づけられたことになり、天武朝（天武九年）の段階で再び伊豆国造が任命されたということになるが、奉仕根源からの連続性を重視する令制以前の官職（国造）において、その中断は考え難い、とされるのである。また、国造國の併合は、原理的には令制的な国にしか存在しないとされるのであるが、はたしてそうであろうか。

国造のクニが、つとに井上光貞氏の説かれたように、<sup>(6)</sup> 基本的には<sup>(6)</sup> 二次的に設定された行政区としての性格をもつとするならば（そして筆者はそのように考えるのであるが）、クニの併合・分割が国造制下において行われたとして何ら不自然ではない。また、伊豆国造は孝徳朝の評制の施行（国造制の再編）の際には、おそらく「賀茂評」（それまでの伊豆のクニを範囲とした評）の官人に任せられたであろうから、伊豆国造一族にとって、奉仕根源からの連続性が中斷したということにもならないであろう。「国造本紀」の伊豆国造条後半部分の記述そのものについても、天武朝の駿河国からの分置を事実

の伝えとみるならば、孝徳朝の駿河国への統合についても、同様にみてよいと思うのである。孝徳朝以降の駿河・伊豆地域は、珠流河国造のクニの内部に「駿河評」「富士評」「田方評」「賀茂評」などいくつかの評が建てられていたのであり、かつての伊豆国造は、「賀茂評」の評造として珠流河国造の統率下にあったと考えて問題はないであろう。やがてこの地域にも、中央から常置の地方官である宰（ミコトモチ）が派遣されるようになり、宰—国造—評造という制度が、遅くとも天武朝には成立していたと考えられる。

次に②については、仁藤氏は次のように述べられている。

②天武九年の伊豆国分立は国造国の分立とされるが、その場合には、田方郡域を含むことの意味が理解できなくなる。すなわち、伊豆国造の分立だけであれば、狭小であっても国造国領域の拡大は不要である。すでに論じたように令制国として、堅魚貢進・流罪国・三嶋神祭祀など、特殊な役割を担う地域として設定し、この役割に対応する財政的な独立が要請されたからこそ、田方郡域が編入されたと考えられる。国造国段階ではそうした配慮は原理的に存在しないし、必要もなかつたと考えられる。むしろ原理的に異なる国造国の再編と令制国の再編が近接した数年で生じていることのほうが、不自然と考えられる。財政的なバランスを考慮した国造国の分割・併合を伴う再編は氏族制的な支配を前提とする国造制にはなじまないと考えられる。なによりも国造制の存続を前提とする孝徳朝における国造国の再編を疑問視するのはこの点による。全国的な行

政区画の確定に、わずかに先行して、駿河・伊豆地域の再編がなされたのは、まさに律令制的要請であつたと考えられる。令制国の領域確定の意味は、国造国とは異なる支配原理の転換を内包するもので、伊豆国もその要請による立国であつたと考えられる。

ここでもまず、国造国の性格についての理解が問題となろう。国造のクニは財政的理由によつて分割・併合されることはないとするが、そのように断言はできないと思う。国造制に氏族制的因素がみられることは確かであるが、それだからといって、国造のクニと令制国とを原理的に異なるものとして、まったく切り離してしまつては誤りになるであろう。もつとも、こうした点は、見解の相違としかいよいよのない問題なのかもしれない。<sup>(7)</sup>

しかし、令制国成立が、大町健氏の説かれるように、<sup>(8)</sup>天武十二年から十四年にかけての国境の画定事業に求められるとするならば、それに先立つて、伊豆国のみが（駿河国も含めて考えられているのかもしれないが）令制国として成立したことされるのは、やはり不自然ではなかろうか。令制国の国境は、まさしく互いに境を接する形で画定されたのであり、令制国は、その事業によつて一齊に成立したとみるのが自然であろう。

一方、令制国成立以前から、常置の地方官である宰は全国的に派遣されていたと考えられるのであり、国境の画定事業というのは、原則として、そうした宰の管掌範囲を令制国として確定させたものと考えられる。駿河・伊豆地域にも、もちろん宰は派遣されていたであろうし、その宰の管掌範囲は、

おそらく珠流河国造のクニを範囲としていたと推定される。あるいは、他に蘆原国造のクニも範囲に含まれていたかもしれないが、いずれにせよ、国造のクニを単位として派遣されていたと考えられるのである。つまり、天武九年の伊豆国の分置は、珠流河国造のクニから伊豆国造のクニを分置するだけではなく、宰の管掌範囲も二分し、伊豆地域にも新しく宰を派遣する、ということでもあった可能性が高いのである。

そうであつたならば、かつての伊豆国造のクニに田方郡域（田方評）を加えて伊豆国が分置された意味は、それが国造国であつたとしても理解しやすいものとなるであろう。まさにそれは、仁藤氏の説かれるところおり、財政的な、あるいは行政的なバランスをとつての分置と考えられるからである。

ただ、天武九年の段階では、令制国は未成立であり（常置の宰の設置をもつて、その管掌範囲を令制国とみるならば別であるが）、国造制はいまだ廃止されていなかつたと考えられるのであり、分置された伊豆国には、当然、新しく伊豆国造が任命されたものと考えられる。そしてその国造には、かつての伊豆国造の一族の人物（その人物は「賀茂評」の評造に任せられていた可能性が高い）が任命されたと推定されるのである（新しい「賀茂評」の評造には一族の他の人物が任命されたと推定される）。

なお、天武九年分置の伊豆国が、仁藤氏の説かれるように令制国であつたとしても、そのことは、大化以前の伊豆国造の存在を否定する理由にはならないことを付け加えておきたい。なぜならば、伊豆国造が孝徳期における評制の施行によつて廃止され、その後、一定期間経過したのち、天武朝にお

いて令制伊豆国が成立したとして、従来の国造制理解に従うならば（仁藤氏はその立場をとられているようである）、何ら問題はないからである。

## 二 伊豆国造の氏

③について、仁藤氏は次のように述べられている。

③嶋直一族を伊豆国造と解釈する点については、長屋王邸での給米が一日であることだけでは京内他所での長期滞在や複数回の支給などの可能性を否定するものではなく、必ずしも決定的でない。さらに、官員令別記の解釈も国造一族を国造と表記するレベルと、嶋直を伊豆国造と拡大解釈するレベルは明らかに異なる。また成立年代の遅い「国造本紀」により津嶋の上下二県国造の存在を記す官員令別記の記載を一概に否定するのも難しい。羽床正明氏も指摘されるように『文徳天皇実録』天安元年六月庚寅条には対馬嶋上県郡の擬主帳ト部川知麻呂と下県郡擬大領直浦主らが共同して国司を襲つたとあり、直氏は国造の後裔と考えられト部氏との密接な関係が確認される（「伊豆国造とト部について」『地方史静岡』一五、一九九七年）。『新撰龜相記』によれば諸国の直氏もト部と一括されている。直氏が津嶋の国造であつたことを否定しないとすれば、同様に伊豆国の嶋直のみを伊豆国造と表記しないのはやはり不統一である。少なくとも、別記の記載による

限り大宝令段階では嶋直は伊豆国造ではなかつたとするのが自然である。

まず、「長屋王家木簡」の「伊豆国造」についてであるが、「伊豆国造」の文字のみえる木簡の記載は次のとおりである。

・伊豆国造米一升従半升受些万呂 ○

十一月卅日「広嶋」 ○

仁藤氏は、この「伊豆国造」を、律令制下の伊豆国造その人（国造職に就いているその人）と解されるのであるが、これについては、官員令別記にみえる「伊豆國嶋直」から貢上された国造ト部を指すとする森公章氏の見解もある。<sup>(10)</sup> 筆者は、森氏の見解をより妥当なものと考えるが、もしそうであるならば、官員令別記の嶋直が伊豆国造を出していた一族であったことは、ほぼ確実ということになる。ただし、木簡の「伊豆国造」を国造ト部と解する決定的根拠に欠けることは、仁藤氏のいわれるとおりであろう。

そこで、官員令別記の解釈であるが、当該部分を引用しておく。

『令集解』職員令神祇官条

古記云、別記云。（中略）津嶋上県国造一口。京ト部八口。廝三口。下県国造一口。京ト部九口。京廝三口。伊岐国造一口。京ト部七口。廝三口。伊豆国嶋直一口。ト部一口。廝三口。齋宮ト部四口。廝二口。伊岐二口。津嶋二口。伊豆二口。国造直丁等。各給「廝一口」。（後略）

ここに示されたト部の編成については、平野博之氏の見解<sup>(11)</sup>（左記の平野氏作成の表を参照）を妥当と考えるが、この点は仁藤氏の見解も同じである。また、右の別記を大宝令段階の付属法とみる点でも、仁藤氏と筆者の理解に違いはない。異なるのは、「伊豆国嶋直」を、「津嶋上県国造」「下県国造」「伊岐国造」と同様、国造一族とみるか、それとも、「伊豆国嶋直」のみが「国造」と表記されないことから、嶋直を国造一族ではなかつたとみるか、という違いである。

筆者は、別記の「津嶋上県国造」「下県国造」「伊岐国造」の用法は、「伊豆国、嶋、直」との対応から、姓（国造姓）とみるのが妥当<sup>(12)</sup>と考えるのであるが、その場合、それらの一族はもちろん実際にも国造を世襲していた一族である可能性が高いと考えている。津嶋の国造については、「国造本紀」に津嶋県直の名を載せるのみであることからすると、一国造であつた可能性が高いが、別記に「津嶋上県国造」「下県国造」の二氏（二姓）を載せる

		ト 部		同廬		直国 丁造		同廬	
		津嶋上県国造	1	京ト部	8				
下県	国造	1	京ト部	9	3				
伊	岐	国造	2	7	2	2			
伊豆	国嶋	直	1	京ト部	3	3	2	1	
斎宮ト部		ト部	2	2	2	1	1	1	
4									
2									

のは、津嶋国造を世襲していた一族が、定姓の段階で、上原にも下原にも居住しており、それぞれ右の二姓を賜与された、と解釈できるであろう。したがつて、『文徳天皇実錄』天安元年（八五七）六月庚寅条にみえる下原郡擬大領直浦主らの直氏を、津

嶋国造の後裔とみると、筆者は何の異論もない。下県郡の直氏は、おそらく別記の「下県国造」氏が、のちに改賜姓したものであろう。また、対馬・壱岐・伊豆諸国の直氏とト部氏とが、密接な関係をもつといふことも、そのとおりと考えている。

そして、右のように、「津嶋上県国造」「下県国造」「伊岐国造」姓の一族が、實際にも国造を世襲していた一族と考えてよければ、「伊豆国嶋直」氏についても、同様に国造一族であつたとみるのが、やはり自然な解釈と思うのである。嶋直の直丁も含めて「国造直丁等」とあるのは、この意味で注意される表現である。嶋直が、地名十直という国造に一般的な氏姓をもつとも、右の解釈を助けるものであろう。

神祇官のト部は、いずれも島を本拠とする国造一族から貢上されたト部を中心に構成される、といふところに意味があつたのではなかろうか。

ところで仁藤氏は、別記の「津嶋上県国造」「下県国造」「伊岐国造」を、国造姓ではなく、国造を世襲している（あるいは世襲していた）一族の意で解されるのであり、だからこそ、嶋直のみが「国造」と表記されないのは、実際に国造でなかつたからと理解されるのである。たしかに、別記の「某国造」が、国造一族の意で用いられている可能性も否定はできないであろう。しかし、そうであつたとしても、そのことは、必ずしも嶋直が国造一族でなかつたことを示すものとはいえない。たとえば、『日本書紀』の系譜記事の一つに、「天穗日命。此出雲臣。武藏国造。土師連等遠祖也」

(神代、宝鏡開始、第三の一書)とあるが、これを解して、武藏国造は「国造」とあるが、出雲臣は「国造」とないから国造ではなかつた、などとはいえないであろう。

官員令別記の記載は、「長屋王家木簡」の「伊豆国造」の解釈いかんにかかわりなく、嶋直が伊豆国造一族であつたことを示しているとみるのが、やはり妥当な解釈と思うのである。

次に、(4)について、仁藤氏は次のように述べられている。

(4)「国造本紀」の伊豆国造も嶋直一族を示すことについては、伊豆嶋直が一対で表記されることが多いト部と氏族系統が異なる別氏とするることは無理が多い。むしろ三嶋神主家の矢田部氏は物部系であり、「国造本紀」の伊豆国造とするのが自然であろう。また日下部直氏が元来物部系であることは近接する甲斐国の場合からも証明され、無理は少ない。

「国造本紀」の伊豆国造(伊豆国造氏)は、先に引用したとおり、物部連祖天麿杵命八世孫若建命を祖としており、物部系の系譜を称している。仁藤氏は、嶋直氏と伊豆のト部氏とは同系氏族であり、いずれも物部系ではない、と考えられているようであるが、それはいかなる理由によるのであろうか。ト部と中臣氏の関係が深いことは認められるであろうが、仁藤氏自身も述べられているように、各地に分布するト部氏が、はじめから中臣氏との同族系譜を称していたかどうかは不明とせざるを得ないのである。また、たとえ伊豆のト部氏が中臣系の系譜を称していたとしても、それは、嶋直氏の系譜が中臣系であったことを示すものではない。嶋直氏と伊豆ト部氏とは、在地において統属関係にあつ

たものと考えられるが、そのことは、両氏が同系であったことを示さないのはいうまでもあるまい。

(15)

嶋直氏を、物部系の系譜を称する「国造本紀」の伊豆国造とみることに無理はないといえよう。

次に、日下部直氏と伊豆国造との関係であるが、日下部直氏については、『伊豆国造伊豆宿禰系譜』(三嶋大社宮司矢田部家所蔵)と、『伊豆宿禰系図』(『百家系図稿』卷一所収、静嘉堂文庫蔵)の二系統の系図が伝えられている。この両系統の系図は、古代の部分については大きな違いはなく、ここでは後者の当該部分を掲げておく。

さて、この系図にみえる天御梓命・若多祁命は、「国造本紀」にいう天麿梓命・若建命に相当し、一見すると日下部直氏は、始祖を中臣系に結びついているのは後世の改変として、本来は物部系の系譜を称していたようにもみえるであろう。しかし、旧稿でも述べたように、日下部直氏の本来の系譜は、仁徳天皇の時に大日下部となつたとある田狭乃直からはじまるところが妥当であろう。田狭直から区比乃直に至る七代が、いずれも「某乃直」と共通した表記になつており、それ以前とは異質であることは、そのことを示している。つまり、日下部直氏が自己の系譜を「国造本紀」の伊豆国造系譜に結びつけたのも、後世の改変と考えられるのである。(17)

また、この系図によれば、日下部直氏が伊豆国造に任せられたのは、若多祁命が神功皇后六年に伊豆国造に定められたとあるのを除けば、天平十四年(742)に伊豆国造伊豆直姓を賜わつたとある益人以降のこととされている点は注意される。益人が伊豆国造伊豆直姓を賜わつたことは、『続日本

伊豆宿禰系図

加理波夜須多祁比波預命——多祁美加夕命——天足別命  
力武爭返命  
透經利氣命  
天見通命、  
麻刀方命

速經和氣命  
天見通命、  
麻刀方命、

川原忌子

正樂四合

——天御梓命——国忍多氣命——意保名豆命——由多祁命——彦振根命——

崇禎  
一波刈禡命

神功皇后六年四月、定二陽  
——  
支那比壳  
—— 弥蘇足尼  
—— 若多神命  
—— 古美呂伎命  
—— 繫表主命

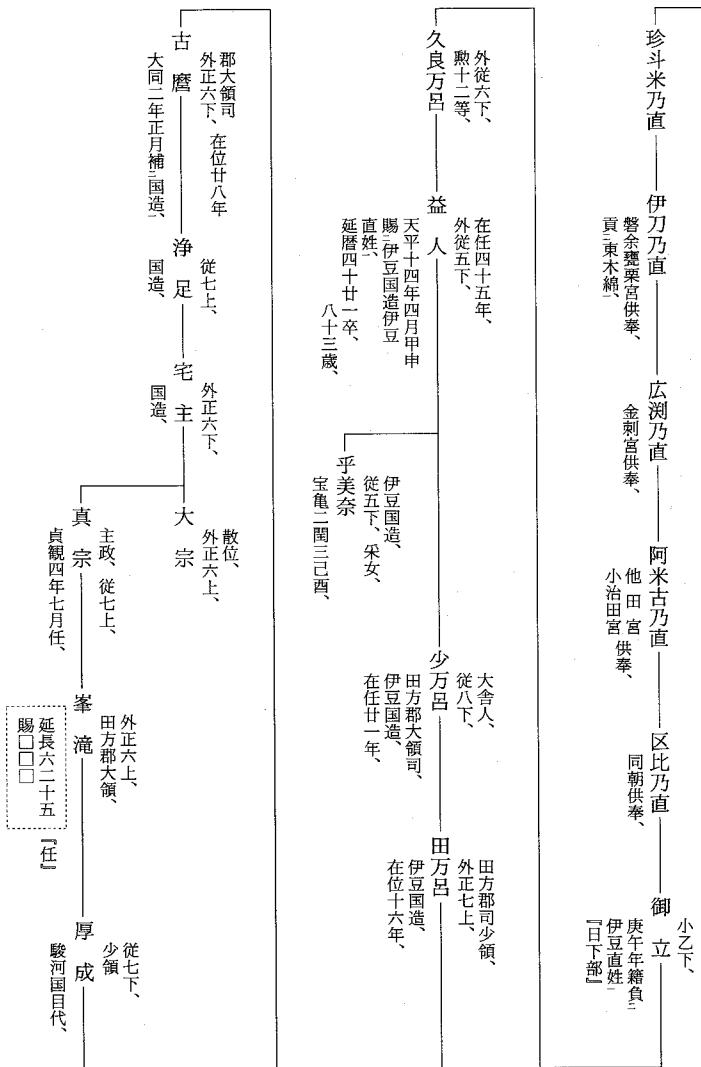
伊豆國造奉斎天神地祇矣

中臣連上祖神聞勝命妻、櫛探湯主命母、

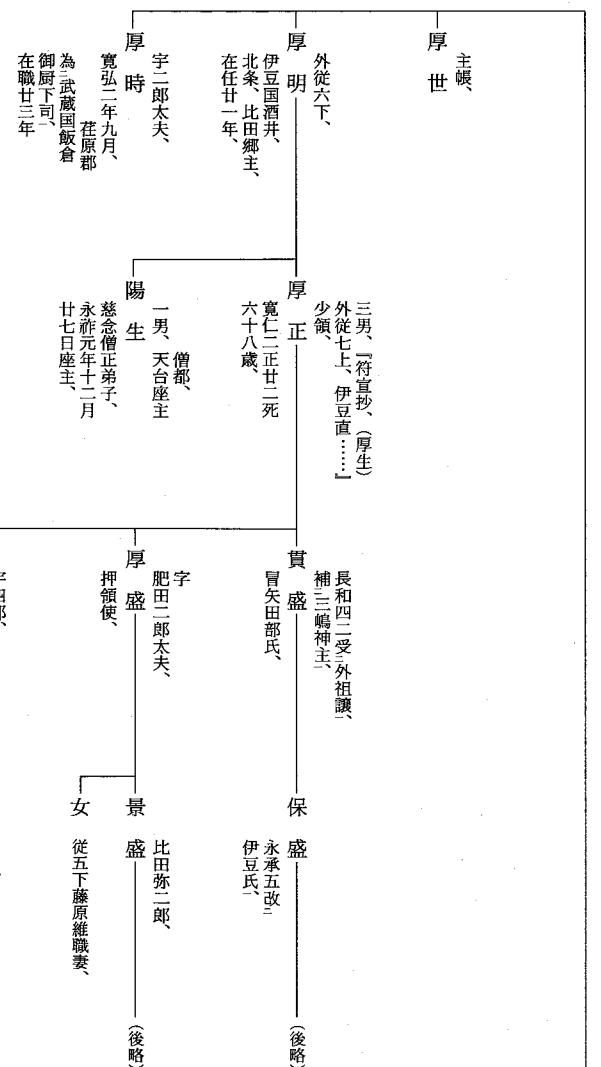
伊豆國造奉斎天神地祇矣、

麻羅足尼  
允恭天皇御宇  
賜二服部連

——田狹乃直——  
——波背古乃直——



伊豆国造再論



紀』にも記事があり、事実と考えられるが、「伊豆国造伊豆直」は複姓とみるべきであり、益人から宅主まで代々国造の任にあつたとする系図の記載を、そのまま事実とみることはできない。ただ、この系図においてさえも、益人の一代前の久良万呂以前は、国造ではなかつたとされているのであり、「長屋王家木簡」段階、すなわち和銅三年（七一〇）から靈龜二年（七一六）頃の「伊豆国造」が、日下部直氏でなかつたことは、間違いないといえよう。

そこで仁藤氏は、次に掲げた『伊豆国三嶋神主家系図』（筑波大学附属図書館蔵）の矢田部氏を、「国造本紀」の伊豆国造とされるのであるが、その理由として、この系図の初代神主矢田部宿禰金築が「伊豆国守」とあるのを、伊豆国造の後世的表現とされるのは、いかにも不自然であろう。また、そもそもこの系図の矢田部氏が、物部系であつたか否かも、不明とせざるを得ないのである。

ただし、原秀三郎氏の説かれているとおり、この矢田部氏が、三嶋神主家が伊豆国造伊豆直氏（日下部直氏）に移る以前の神主家であつたことは認められるであろう。すなわち、『伊豆国三嶋神主家系図』にいう神主矢田部直貫は、『伊豆宿禰系図』にいう貫盛であり、その貫盛の尻付にいうように、三嶋神主家は、貫盛の時の長和四年（一一五）に矢田部氏（賀茂郡の海岸地域を本拠とする）から伊豆國造伊豆直氏（田方郡を本拠とする）<sup>(22)</sup>に移つたと考えられるのである。そしてそれは、三嶋大社が賀茂郡の地から田方郡の地に遷されたことと対応したものとみることができる。したがつて、三嶋大社が賀茂郡に鎮座していたことの明らかな『延喜式』段階では（『延喜式』卷九神名上には、賀茂郡四十六座

## 伊豆国造再論

### 『伊豆國三鷦神主家系図』

伊豆國守神主矢田部宿禰金築

大化五年己酉、当國賀茂郡内大海中火琰出来焼出久矣、  
鷦号三鷦大明神住彼鷦給是則大明神火生三昧神力示  
現地云云、

神主矢田部金差

其後天武天皇之皇子文武天皇御宇慶雲元年甲辰重燒申、鷦号三鷦、于時伊豆國守谷田部宿禰  
金築三鷦宮惣神主職承給、自興鷦奉移宮彼大鷦焉、  
其後天武天皇御孫又武天皇之王子聖武天皇御宇、天平五年辛酉、伊豆國氏人安倍朝臣氏主為一  
神事勤行大鷦渡時、惡風值奉祈晉大明神納王命計付達之間、依神告同七年乙亥大明神奉遷  
府中始興行神事矣、委細見縁起、

神主矢田部大差志利姫

四十三代女帝元明天皇御代也、金差嫡女也、

神主矢田部直貫

神主伊豆保盛

(後略)

五十三代淳和天皇御代也、  
天差志利嫡子也、

七代後冷泉院御代永承五年、伊豆氏改也、  
直貫嫡子、

の筆頭に伊豆三嶋神社の名がみえる)、三嶋神主家は賀茂郡の矢田部氏であつたということになる。

しかし、旧稿でも述べたとおり、三嶋神主家が、はじめから賀茂郡の海岸地域(伊豆半島東南部の海岸地域)を本拠とした矢田部であつたかといえば、そうではないであろう。『伊豆国三嶋神主家系図』によれば、直貫(貫盛)以前の神主は三代のみとされており、しかも初代の金築が神主となつたのは慶雲元年(七〇四)のこととされている。これらの記載を事実とみるわけにはいかないが、矢田部氏が神主となつたのが、それほど古くからのことでなかつた点は認められるであろう。三嶋神の祭祀を主宰していた本来の一族は、ほかに求めなければならないと考えられる。

一方、右の『伊豆三嶋神主家系図』や、『三宅記』においては、三嶋神の本来の鎮座地は諸島地域であつたとされており、そのことは、三嶋神が地震・造島の神としての性格をもつことや、「三嶋」というその名からして、十分納得できるところである。そうであるならば、三嶋神の祭祀を主宰していた本来の一族は、諸島地域を本拠とする嶋直であつたとみるのが、やはり最も妥当な解釈といえるのではなかろうか。そして、嶋直が本来の三嶋神主家であつたならば、旧国造としての伊豆国造が嶋直氏であり、その次が伊豆諸島地域を中心としていたということは、より高い妥当性をもつて理解されるであろう。

最後に⑤について、仁藤氏は次のように述べられている。

⑤最後の伊豆国造の本来的な領域は賀茂郡に限定されることについては、『扶桑略記』に伊勢四

郡を割いて伊賀国とし、駿河二郡を別けて伊豆国としたとあり、伊勢四郡が後の伊賀国阿持・山田・伊賀・名張郡の四郡に相当するとすれば、「別駿河二郡」「如故」など伊豆国造の領域とされる賀茂郡を意識した表記になつていないことは問題となる。さらに、『伊豆国三島神主家系図』や賀茂郡の氏族構成からみれば、珠流河国造領域内の有力氏族としても確認される物部系の矢田部氏が賀茂郡の郡領氏族であったと推定され、諸島地域の嶋直一ト部がその支配下にあつたとするならば、賀茂郡のみを国造国として独立させる議論は成立しにくい。

まず、天武九年の伊豆国の分置が、『扶桑略記』では「別駿河二郡」とあり、「国造本紀」では「分置如故」とあって、いざれも賀茂郡を意識した表記になつていらないのは問題であるとされるが、この点は問題にはならないであろう。「如故」というのは、伊豆国が置かれたこと自体が「如故」ということであり、その国の範囲まで「如故」であつたと解釈しなければならない表記ではない。

また、天武九年当時の賀茂郡（評）は田方郡（評）とともに駿河国内の評であつたのであるから、その二評を割いて新しく設置される伊豆国が、かつての伊豆国の範囲と異なるとしても、「別駿河二郡」という表現になるのは当然であろう。

次に、矢田部氏を賀茂郡の郡領氏族であったとされ、嶋直氏をその支配下にあつたと推定されている点であるが、伊豆半島東南部の海岸地域に濃密に分布する矢田部氏が、賀茂郡内の有力な氏族であったことは、おそらくそのとおりであろう。矢田部氏の人物が賀茂郡の郡領職に任せられた可能性も、

否定できないと思う。しかし、一郡の郡領職に任命される氏族は、けつして一氏に限られてはいなかつたのであり、矢田部氏が賀茂郡内の有力氏族であつたということは、他に郡領氏族が存在しなかつたことを意味するものではない。筆者は、先述のとおり、賀茂評の評造に任せられたのは嶋直氏であつたと考えるのであり、矢田部氏が嶋直氏にかわつて三嶋神主になつた段階では、嶋直氏がその支配下にあつたという状況も想定できようが、それ以前の段階では、嶋直氏の支配下に矢田部氏も組み込まれていたとみる方が自然であろう。

なお、たとえ仁藤氏のいわれるとおり、矢田部氏が「国造本紀」や「長屋王家木簡」の伊豆国造であり、その支配下に嶋直氏がおかれていいたとしても、そのことは、旧国造としての伊豆国造の存在を否定する理由にはならない、という点を強調しておきたい。なぜならば、その場合は、矢田部氏を大化以前からの伊豆国造とみればよいからである。矢田部氏が賀茂郡内の有力氏族であり、矢田部を氏姓とする一族が珠流河国造領域内にも存在するから、という理由のみでは、のちの賀茂郡の地域が珠流河国造の支配下にあつたとするわけにはいかないであろう。

はじめにも述べたように、仁藤氏は、古墳の存在形態と氏族構成から、のちの伊豆国の地域は大化以前には珠流河国造の支配下にあつたとされるのであるが、そのようにいえるのはのちの田方郡の地域のみであるという旧稿の指摘を、最後にここでも繰り返しておくこととする。すなわち、古墳の存在形態からいえば、のちの賀茂郡の地域は、むしろ墳丘をもつ古墳を築造しないという独自性を有し

た地域とみることができ、氏族構成についても、珠流河国造領域内（駿河郡・富士郡）の氏族構成と高い類似性を示すのは、田方郡の氏族構成であつて、賀茂郡の場合はそうとはいえない。また、駿河国（駿河郡）と伊豆国（田方郡）との境界地域が、狩野川流域としての一体性を有しているといふことも、珠流河国造の支配下にのちの田方郡の地域が含まれていたことを示すものとはいっても、そのことから、賀茂郡の地域までそうであったとするることはできないであろう。

大化以前の伊豆国造の存在を否定するのであれば、こうした旧稿の指摘に対しても反批判が加えられなければならないと思うのである。

## 註

- (1) 佐伯有清編『日本古代中世の政治と文化』（吉川弘文館、一九九七年）所収。以下、本稿において旧稿といふ場合は、いずれもこの拙稿を指すものとする。
- (2) 仁藤敦史「スルガ国造とスルガ國」（裾野市史研究）四、一九九二年）。同「伊豆国造と伊豆國の成立」（千葉歴史学会編『古代國家と東国社会』高科書店、一九九四年）。同「伊豆國の成立とその特殊性」（静岡県史研究一二、一九九六年）。同「駿河・伊豆の堅魚貢進」（静岡県地域史研究会編『東海道交通史の研究』清文堂、一九九六年）等。
- (3) 佐藤雅明「古代伊豆国の豪族と部民の分布について」（『地方史静岡』一五、一九九七年）。
- (4) 仁藤敦史「駿河郡周辺の古代氏族」（裾野市史研究）十、一九九八年）。
- (5) 伊賀国造条・加我國造条の後半部分、および和泉国司・攝津国司・出羽国司・丹後国司・美作国造の各

条。

(6) 井上光貞「國造制の成立」(『史学雑誌』六〇一一、一九五一年)。

(7) もちろん、国造制研究にとつては、この点こそ重要な問題なのであり、筆者は、律令制と氏族制を対比させてとらえ、国造制を氏族制の代名詞的制度とする見解に対し、一貫して疑問を提示してきたつもりである。拙著『國造制の成立と展開』(吉川弘文館、一九八五年)。同『日本古代國造制の研究』(吉川弘文館、一九九六年)。

(8) 大町健「律令的國郡制の特質とその成立」(同『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年、所収)。

(9) 拙著『日本古代國造制の研究』(前掲)二七三~二七七頁参照。

(10) 森公章「ト部寸考」(『日本歴史』五三九、一九九三年)。

(11) 平野博之「対馬・壱岐ト部について」(『古代文化』一七一三)。

(12) したがって、「伊豆國嶋直」のみが国造とないのを、表記上の不統一とは考えていない。

(13) 井上辰雄「ト部の研究」(同『古代王權と宗教的部民』柏書房、一九八〇年、所収)。横田健一「中臣氏とト部」(同『日本古代神話と氏族伝承』塙書房、一九八二年、所収)等参照。

(14) 仁藤敦史「伊豆國造と伊豆國の成立」(前掲)一五五頁。

(15) 太田亮「姓氏家系大辞典」においても、嶋直は物部系と解されている。

(16) 『静岡県史』資料編4(静岡県、一九八九年)による。

(17) なおこのことは、日下部直氏が本来、物部系の系譜を称していなかつた、と主張するものではない。伊豆の日下部直氏が本来どのような系譜を称していたかは不明とせざるを得ないのであり、物部系の系譜を称していた可能性も、もちろん否定はできないのである。

- (18) 『静岡県史』資料編<sup>4</sup>（前掲）による。
- (19) 仁藤敦史「伊豆国造と伊豆国の成立」（前掲）一五六頁。
- (20) 原秀三郎「三嶋大社の沿革と社家組織」（静岡県教育委員会編『静岡県文化財調査報告書』四六、一九九三年）。
- (21) 木簡による矢田部姓者の分布は、賀茂郡賀茂郷・川津郷・築間郷・色日郷など、伊豆半島東南部の海岸地域を中心としている。
- (22) 伊豆国造伊豆直氏（日下部氏）が田方郡を本拠とすることは、『伊豆宿禰系図』に田方郡の郡領氏族とあること、また木簡による日下部姓者の分布が田方郡にみられることなどから間違いないであろう。
- (23) 大町健「律令制的郡司制の特質と展開」（同『日本古代の國家と在地首長制』前掲、所収）。